

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊川市	豊川西部地区 (桜町、蔵子、小田渚町、国府町、久保町、白鳥町、国府南、森、為当町、御油町、新青馬町、新栄町、白鳥)	令和2年10月27日	令和4年9月28日 令和6年3月26日

1 対象地区の現状 ※小数点以下第2位切り捨て

①地区内の耕地面積	154.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	118.7ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	22.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 田11.4ha 畑2.3ha	13.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	138.22ha
(備考)※④は、隣接する御津地区全域・小坂井地区全域も含んだ重複面積となっている。	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。 ・用排水の機能が低下している。 ・山すそ地域で有害鳥獣被害が多く、営農意欲の減退が危ぐされる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・水田利用は、既存のオペレーターを中核として、認定農業者や認定新規就農者が担うことにより対応していく。 ・経営主が離農する際には、地域の中心経営体に引き受けてもらうことで農地の集約化を図っていく。 ・鳥獣害対策は地域農業の基盤であり、防護柵の点検・修理、必要に応じ増設を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や各種補助事業を活用して既存農家の経営力向上を目指す。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借をすすめる。 ・用水のパイプライン化と排水路の再整備の検討。
<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者・親元就農者の確保・育成を図る。集落営農や中心経営体の法人化を検討する。